

平成 29 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(平成 29 年 6 月 2 日提出 追加議案第 1 号～第 22 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 1
2	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	P 1
3	さくら市体育施設条例の一部改正について	P 2
4	さくら市農業委員会委員の任命同意について	P 2
5	議案説明資料 参照法令等	P 4
6	組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P 5
7	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案新旧対照条文	P 15
8	さくら市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 16

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件及び任命同意 19 件であります。

追加議案第 1 号は、組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、市長公約である「さくら市進化プラン」に係る政策を実現するべく、当該政策の立案及び調整を担う部署の名称を変更するため、一部改正の必要が生じた条例について一括して整備するため、新たに条例を制定するものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。

本案は、マイナンバー制度における情報連携を行うにあたり、条例等を根拠とする申請等について、電子情報処理組織による申請等を可能とするため、条例を制定するものであります。

追加議案第 3 号は、さくら市体育施設条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市喜連川高校跡地第 2 グラウンドの再整備による利用料金設定及び施設名称変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 4 号から追加議案第 22 号までは、さくら市農業委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、農業委員の選任方法が、従来 of 選挙制及び市長の選任制の併用から、推薦及び応募があった者の中から議会の同意を得て市長が任命する任命制に変更されました。

本市においては、本法律の経過措置によりこれまでの農業委員で体制を継続してきたところですが、このたび現委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日をもって満了となることから、さくら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づき新たに 19 名をさくら市農業委員会委員に議会の同意を得

て任命するものです。

追加議案第 4 号は、石田^{いしだ た み こ}多美子氏、追加議案第 5 号は、石原^{いしはらのり}功
江^え氏、追加議案第 6 号は、大塚^{おおつかあきよし}明美氏、追加議案第 7 号は、小川^{おがわ}
雅之^{まさゆき}氏、追加議案第 8 号は、見目^{けんもくけいいち}桂一氏、追加議案第 9 号は、小池^{こいけ}
利一^{としかず}氏、追加議案第 10 号は、小菅^{こすげかずひこ}和彦氏、追加議案第 11 号は、
小林^{こばやしさいお}功氏、追加議案第 12 号は、小林^{こばやしよしかず}義和氏、追加議案第 13 号は、
小室^{こむろのりお}規雄氏、追加議案第 14 号は、齋藤^{さいとうかつゆき}克之氏、追加議案第 15 号
は、齋藤^{さいとうとしかず}敏一氏、追加議案第 16 号は、関^{せきまこと}誠氏、追加議案第 17 号
は、千野^{ちのねともはる}根友治氏、追加議案第 18 号は、中山^{なかやまたかし}隆氏、追加議案第
19 号は、七久保^{ななくほつとむ}勉氏、追加議案第 20 号は、舟本^{ふなもとゆきみ}幸美氏、追加議
案第 21 号は、古澤^{ふるさわいちろう}一郎氏、追加議案第 22 号は、吉成^{よしなりしげお}重男氏、以
上 19 名をさくら市農業委員会委員に任命したいので、農業委員
会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める
ものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2 略

◎ 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（抄）

（委員の任命）

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

改 正 案	現 行
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6 人</p> <p><u>総合政策部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6 人</p> <p><u>総務部</u>、<u>会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条 第 1 項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び事務所を置く。</p> <p><u>総合政策部</u> 市民福祉部 産業経済部 建設部 上下水道事務所</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部及び事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策部</u> (1)～(15) 略 以下略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条 第 1 項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び事務所を置く。</p> <p><u>総務部</u> 市民福祉部 産業経済部 建設部 上下水道事務所</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部及び事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u> (1)～(15) 略 以下略</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市総合計画審議会条例 (平成 17 年さくら市条例第 7 号) (第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部総合政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、<u>総務部企画政策課</u>において処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政不服審査会条例 (平成 28 年さくら市条例第 1 号) (第 4 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 7 条 審査会の庶務は、<u>総合政策部</u>総務課において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 審査会の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において 処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市住居表示審議会条例 (平成 18 年さくら市条例第 29 号) (第 5 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>総務課において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において 処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市交通安全対策会議条例 (平成 17 年さくら市条例第 18 号) (第 6 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 6 条 会議の庶務は、<u>総合政策部</u>総務課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 6 条 会議の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (平成 18 年さくら市条例第 3 号) (第 7 条関係)
(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 5 条 国民保護対策本部の庶務は、<u>総合政策部総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 5 条 国民保護対策本部の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民保護協議会条例 (平成 18 年さくら市条例第 4 号) (第 8 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 6 条 協議会の庶務は、<u>総合政策部</u>総務課において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第 6 条 協議会の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において 処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>総務課において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総務部</u> 総務課において 処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市補助金審議会条例 (平成 17 年さくら市条例第 56 号) (第 10 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>財政課において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総務部</u> 財政課において 処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容</u>から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類_____から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)_____</p> <p>_____</p> <p>_____によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>

改 正 案						現 行					
別表第 1 (第 2 条関係)						別表第 1 (第 2 条関係)					
名称	位置	設置年月日				名称	位置	設置年月日			
略	略	略				略	略	略			
SAKURAグリーン フィールド	さくら市喜連川561 番地	平成24年7月1 日				さくら市喜連川高 校跡地 第2グラ ウンド	さくら市喜連川561 番地	平成24年7月1 日			
別表第 2 (第 8 条関係)						別表第 2 (第 8 条関係)					
1～3の表 略						1～3の表 略					
4 さくら市運動場使用料						4 さくら市運動場使用料					
区分	単位	使用料			摘要	区分	単位	使用料			摘要
		施設使 用料	照明使 用料					施設使 用料	照明使 用料		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
SAKURAグリーン フィールド	サッカー コート全 面	1時間	1,500円	2,000円		さくら市喜連 川高校跡地第 2グラウンド	全面	1時間	500円	—	
	サッカー コート半 面	1時間	750円	1,000円			片面	1時間	250円	—	
	フットサ ルコート	1時間	600円	500円							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略						備考 略					
5・6の表 略						5・6の表 略					